

農業会計ルール普及・利用拡大検討委員会 設置要領

令和7年6月11日

1 趣旨

令和6年5月に改正された食料・農業・農村基本法において、経営管理能力の向上等を通じた農業法人の経営基盤の強化が新たに規定された。

また、令和7年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、民間金融機関等からの適切な出資・融資や円滑な第三者継承に必要となる、透明性の高い農業会計ルールの普及・利用拡大に取り組む旨が記された。

以上を踏まえ、農業法人の経営基盤の強化に資する経営管理能力の向上を図るため、農業法人や金融機関等における透明性の高い農業会計ルールの普及・利用拡大を目的とした「農業会計ルール普及・利用拡大検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の開催

委員会は、事務局がその実施を提案し、委員の合意に基づき開催する。

3 委員等

- (1) 構成員は、別紙に掲げる者とする。
- (2) 検討会は、構成員に加え、オブザーバーを置くほか、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。

4 運営

- (1) 委員会は、原則として非公開とする。
- (2) 配付資料及び議事概要は、委員会終了後、(公社)日本農業法人協会ホームページに掲載する。ただし、構成員その他の出席者からの提出資料であって、当該者が非公開を希望したもの及び検討会において非公開とすることが適当であると認める資料については、この限りではない。
- (3) 委員会の事務局は、(公社)日本農業法人協会において行う。

農業会計ルール普及・利用拡大検討委員会
名 簿

茨城県信用組合

帯広信用金庫

一般社団法人 全国農業経営コンサルタント協会

空知信用金庫

伊達信用金庫

千葉銀行

東京農業大学

日本公認会計士協会（オブザーバー）

株式会社 日本政策金融公庫

日本税理士会連合会（オブザーバー）

公益社団法人 日本農業法人協会（事務局）

農林水産省（オブザーバー）

農林中央金庫

北洋銀行

株式会社 三井住友銀行

株式会社 三菱 UFJ 銀行（オブザーバー）